

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 修士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（薬学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月当該学生に通知する。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 学位論文審査願（様式1） | 1通  |
| (2) 学位論文（様式4）    | 4部  |
| (3) 論文要旨（様式5）    | 17部 |
| (4) その他必要な参考資料   | 4部  |
| (5) 履歴書（様式7）     | 1通  |

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第14条の規定による手続は、3月中に完了するものとする。

第2章 課程博士学位論文取扱細則

第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（薬学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月（4月）当該学生に通知する。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| (1) 学位論文審査願（様式1）     | 1通      |
| (2) 学位論文（様式4）        | 4部      |
| (3) 学位論文要旨（様式5）      | 17部     |
| (4) 論文目録（様式6）        | 4部      |
| (5) 学位論文の基礎となる報文     | 4部      |
| (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） | 1通      |
| (7) 履歴書（様式7）         | 1通      |
| (8) 論文審査料            | 50,000円 |

2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は1報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 1報以上は第1著者であること。
- (2) (1)の1報以上は英語の報文であること。

3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第6条 博士課程に4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付

及び出席の免除を受けることができる。

- (1) 博士課程に5年以上在学した者
  - (2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者
- 3 免除の期間は、在学年数に算入する。

### 第3章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（薬学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請できる者は、原則として本学専任教員又は本学薬学部研究生（在籍1年以上）で専ら研究に従事し、かつ、大学又はこれと同等と認める研究機関において、次の研究歴を有する者でなければならない。

- (1) 6年制理科系大学を卒業後または理科系大学の修士課程を修了後の研究歴5年以上の者
  - (2) 4年制理科系大学を卒業後の研究歴8年以上の者
  - (3) 前号に該当しない者で研究歴11年以上の者
- 2 前項の大学と同等と認める研究機関は、次のとおりとする。
- (1) 薬学に関係のある国公立の研究所等の研究機関
  - (2) 財団法人又は社団法人組織による薬学に関係のある研究所等の研究機関
  - (3) 薬学に関係のある、十分な研究施設を有する国公立等の病院
  - (4) 薬学に関係のある、十分な研究施設を有する会社
  - (5) その他、研究科委員会が適当と認めた機関

3 論文博士の学位を申請する者は、研究科専任教員の推薦を得た者でなければならない。

第8条 前条により論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に予備審査料を添えて学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位論文予備審査願の提出時期は、9月（3月）とする。

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 学位論文予備審査願（様式2）   | 1通                 |
| (2) 学位論文（様式4）        | 4部                 |
| (3) 学位論文要旨（様式5）      | 17部                |
| (4) 論文目録（様式6）        | 4部                 |
| (5) 学位論文の基礎となる報文     | 4部                 |
| (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） | 1通                 |
| (7) 参考論文             | 4部                 |
| (8) 履歴書（様式7）         | 1通                 |
| (9) 戸籍抄本             | 1通                 |
| (10) 最終学校卒業証明書       | 1通                 |
| (11) 研究歴証明書（様式9）     | 1通                 |
| (12) 推薦書（様式10）       | 1通                 |
| (13) 予備審査料           | 50,000円（本学専任職員は免除） |

2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌（日本語の報文にあつては学会誌）に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は2報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 2報以上は第1著者であること。
  - (2) (1)の1報以上は英語の報文であること。
- 3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。

第9条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その予備審査を研究科委員会に付託する。

第10条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。

- 2 予備審査委員会の構成は、学位規程第7条の規定を準用する。
- 3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に様式12により報告するものとする。
- 4 前項の報告に基づいて研究科委員会は、学位申請を受理するか否かを決定し、これを様式13により学長に報告する。この議決をするには、学位規程第11条第2項の規定を準用する。

5 前各項による審議は、学位論文予備審査願が提出されてから4か月以内に終了するものとする。  
 第11条 受理の通知を受けた申請者は、通知を受けてから1か月以内に次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- |                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| (1) 学位申請書(様式3)                      | 1通       |
| (2) 学位論文(様式4)                       | 4部       |
| (3) 論文審査料                           |          |
| 本学専任職員                              | 100,000円 |
| 本学学部卒業者、本学修士課程修了者<br>及び本学修士・博士課程退学者 | 100,000円 |
| 上記以外の者                              | 300,000円 |

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。
- 学力の確認は、次の表にしたがった試問を行う。

6年制理科系大学を卒業または理科系大学の修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
4年制理科系大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問、英語及び基礎学力確認のための試問

- 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式14により報告する。
- 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 学位規程第15条の規定による手続は、3月(9月)中に完了するものとする。

#### 第4章 共通事項

第13条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。

第14条 この細則の改廃は、研究科委員会及び評議会の議を経て行う。

##### 附 則

この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成4年3月13日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附 則

- この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の細則第6条第5項については、平成24年4月1日現在で大学院薬学研究科博士後期課程に在学する者にも適用する。
- 従来の薬学専攻博士後期課程を廃止するまでの第3章各条の規定の適用については、従前の細則による。

##### 附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月31日以前に本研究科に入学し引き続き在学する者にも適用する。

##### 附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 平成24年4月1日改正附則第3項中「従来の薬学専攻博士後期課程を廃止する」とあるのは「平成24年4月1日設置の薬学専攻博士課程（4年課程）を修了した者に対する博士学位の授与を行う」とする。
- 2 この細則は平成25年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別表

様式1（第2条・第4条関係） 学位論文審査願・・・学位規程別紙様式第4参照

様式2

（第8条関係） 学位論文予備審査願（A4版）

様式3（第11条関係） 学位申請書・・・学位規程別紙様式第5参照

様式4

（第2条・第4条・第8条・第11条関係） 学位論文

様式5

（第2条・第4条・第8条関係） 論文要旨

様式6（第4条・第8条関係） 論文目録・・・学位規程別紙様式第6参照

様式7（第2条・第4条・第8条関係） 履歴書・・・学位規程別紙様式第7参照

様式8

（第4条・第8条関係） 共著者承諾書（A4版）

様式9

（第8条関係） 研究歴証明書（A4版）

様式10

（第8条関係） 推薦書（A4版）

様式11

（第3条・第5条関係） 報告書A（A4版）

様式12

（第10条関係） 報告書B（A4版）

様式13

（第10条関係） 報告書C（A4版）

様式14

（第12条関係） 報告書D（A4版）

様式15

（第3条・第5条・第12条関係） 報告書E（A4版）